

Subject: 西山キミエ様の財産管理等についての考え方

Date: Mon, 29 Jun 2020 18:26:53 +0900

From: 安部高樹 (Takaki Abe) <abe@shihoo.com>

To: 西山紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>

西山 紀男 様

先日来メールをいただいている件ですが、西山様と当職とは細かなご質問をいただいてそれに細かに答えなければならないという関係にはないと存じますので、いただいたご質問に関連する当職の考えや考え方をご連絡させていただきます。

前提として、成年後見人は「成年被後見人（本人）のための」後見事務をすべきとされています。「本人のため」とはどういうことか、いささか抽象的な面もあり、これを現実的、具体的にどう後見事務に反映させるかはそれぞれの後見人が考えなければならず、悩むところといえます。

成年被後見人の方で高度な介護を要する方は、まず極力介護施設等で、介護についての資格を持った人々等に専門的な介護を受けるのが理想的だと思います。

しかし、その専門的な介護だけでよいのかという問題が考えられます。

中には、親族が全くいない、または親族が遠方にいるという方もいらっしゃる、こういう方々は専門的な介護しか受けられないとあってよいでしょう。

一方、ご家族、ご親族が近くにいらっしゃる方の場合、できればそのご家族等に専門的な介護にプラスされた、介護または世話等を受けるのがひとつの理想だと考えられます。

西山キミエ様の場合、辻さん夫婦と三十年ほど一緒に暮らしてきたようであり、現在キミエ様と辻さんはそれほど遠くないところにいらっしゃるの、施設に入ったからといって、施設の専門的な介護のみに任せるのはいかがなものだろうかと思われ、当職は考えます。

辻さんは、キミエ様の種々の嗜好等を知り尽くしていると考えられますので、辻さん夫婦がキミエ様ご入居の施設を度々訪れ、種々の介護またはお世話をする事は、キミエ様のためになりこそすれ、何か不利益になるようなことではないと考えられます。

因果関係の証明等は不可能かと思いますが、キミエ様がこのようにご長寿を誇っていらっしゃるのも♥さん夫婦が定期的にキミエ様に会いに行っているからかもしれません。

どの程度の頻度でキミエ様を辻さんが訪れるのが適当かということについては、キミエ様と辻さん夫婦との関係によるところがあり、その詳細は当職にはわかりかねますので、辻

さんたちが現に実施している頻度が適当であると考えることがひとつの考え方として適当ではないかと思われます。

辻さんたちの訪問が、キミエ様のためになると考えれば、その費用をキミエ様の財産から支出するのは当然といえますか、少なくとも支出せざるをえないと考えられます。またその支出に係る事項については、当職は当職が適当と考える方法で確認しております。

「本人のため」ということと成年被後見人ご本人の財産との関係について書かせていただくと、民法の成年後見人に関する条文やその解釈、またこれまでの実務の蓄積等により、ご本人の財産をなるべく減らさないということが成年後見人に要請されていることは間違いないと思います。

これは一般的に人は自分の財産が多いほうが幸福を感じるという考え方に基づいているのではないかと思います（そうでない人もいるかもしれませんが、たとえば本人と親族関係にないいわゆる第三者後見人にはそこまで推認できません）。

「なるべく減らさない」ということを心がけながらも、「本人のため」になる出費はすべきである、ということはいえると思います。

この場合はそのような出費をすることがご本人のためになると考えられるからです。また、「なるべく減らさない」は、あくまでも「成年被後見人その人のため」にすべきことと考えられます。

成年被後見人の方によっては、意思能力があった時期に「自分のことはどうでもよいかから、自分の相続人になるべくたくさんのお金を残したい」と考えていた方がいるかもしれませんが、そのようなことは成年後見人、特に当職のような第三者後見人には、何か非常に明確な資料等がある場合は別として推定不可能であり、こうしたことの考慮は事実上できないと思われます。

最後に、西山様はキミエ様に万一のことがあった場合の葬儀費用についてご心配のようですので、キミエ様が株式会社セレモニー長崎に有している冠婚葬祭互助会の積み立て金額について、ある程度をお知らせしようかと思います。

「ある程度」というのは、成年後見人は成年被後見人の方の財産について、たとえ推定相続人の方に対してでも守秘義務があると考えられるからです。

ただし、西山様は当職の毎回の報告後に、裁判所に当職が提出した報告書及び添付書類の謄写をなさっているようですので、いずれはその具体的な金額をお知りになるでしょう

が、今ここで当職から具体的な金額をお教えするべきではないとも考えますので、「百万円強」と申し上げます。

万一の場合の葬儀費用のことが続き恐縮ですが、キミエ様の場合、万一の場合に、喪主の方または他のご親族の方が葬儀費用を支出できないという場合、相続人の方々の同意を得て、または裁判所の許可を得て、キミエ様の財産から葬儀費用を支出することはできます（なお、互助会に積み立てている金額を葬儀費用に充当できる場合、積立金額分の全部または一部をまず葬儀費用に充当することは可能かと存じます）。

ただし、葬儀費用を誰が負担すべきか法律の規定はないものの、喪主が葬儀費用を負担するという考え方が有力ともいえるという資料はたやすく見出すことができますので、その一部をリンクの形で下にお知らせします。

以上をお送りいたします。
よろしく願い申し上げます。

（↓ 葬儀費用を誰が負担するかについての記述があるサイトまたはページへのリンク）
<https://fukuoka-yuigon.com/qa/%E8%91%AC%E5%84%80%E8%B2%BB%E7%94%A8%E3%81%AF%E8%AA%B0%E3%81%8C%E8%B2%A0%E6%8B%85%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8B/>

<http://www.sozoku.yashio-office.com/sozokuoyakudachi/q036>

<https://souzoku.daylight-law.jp/archive/qa2/sozoku89/>

<http://www.motolaw.gr.jp/column/shimoda/%E8%91%AC%E5%84%80%E8%B2%BB%E7%94%A8%E3%81%AE%E8%B2%A0%E6%8B%85%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/>

https://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/law_qa/%E8%91%AC%E5%84%80%E4%BB%A3%E3%81%AF%E8%AA%B0%E3%81%8C%E8%B2%A0%E6%8B%85/

〒850-0033
長崎県長崎市万才町2番7号 松本ビル203
司法書士 安部高樹事務所
司法書士 安部高樹
TEL 095-826-4451

Fax 095-826-4425

<http://www.shihoo.com>

abe@shihoo.com